

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について
(解除)

令和3年3月19日
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

3月18日、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が21日までとなりました。緊急事態宣言解除後においても可能な範囲で最大限の在宅勤務とし、引き続き、適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用
テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用
出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上